

令和3年10月4日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

# 産業労働常任委員会報告資料

産業労働局

目 次

ページ

I 中小企業等支援給付金の誤払いの発生について ..... 1

## I 中小企業等支援給付金の誤払いの発生について

「中小企業等支援給付金事業」において、受託業者の支払い手続き誤りにより、2,766件、1億8,577万5千円を二重払いしたことが判明した。

### 1 概要

国の月次支援金が支払われた事業者に対し、県が、一月当たり法人5万円、個人事業者2万5千円を独自に加算して支払う事業である「中小企業等支援給付金事業」において、受託業者の株式会社日本旅行が、金融機関への支払い手続きを誤ったことにより、2,766件、1億8,577万5千円の二重払いが発生したことが判明した。

### 2 原因と経緯

- 9月29日
- ・受託業者が支払い対象者のデータ2,767件を金融機関に送信した後、その内1件保留すべき案件が判明したため2,767件すべてのデータの取り消し操作を実行（この取り消し操作が不完全で実際には取消されていなかった。）
  - ・保留分1件を除く支払い対象者のデータ2,766件を金融機関に再度送信
  - ・最初のデータと修正後のデータの両方に掛かる金額が金融機関から振り込まれた
    - \*支払い保留分の1件は確認後支払うべきものと判明したため、この分は結果として誤支給にはならなかった。
- 9月30日
- ・受託業者が運営しているコールセンターに、二重払いされたとの問い合わせが数件入電し、直ちに県に報告
  - ・受託業者にて、二重払いの状況と原因を調査
- 10月1日
- ・受託業者が以下を県に報告
    - ①二重払いの件数と金額：2,766件、1億8,577万5千円
    - ②発生した時刻：9月29日17:50頃
    - ③原因：
      - ・受託業者が支払い対象者のデータ2,767件を金融機関に送信した後、その内1件保留すべき案件が判明したために実施した、2,767件すべてのデータの取り消し操作が完了したと誤認
      - ・その際、本来ならば2人で操作すべきところを担当者が不在だったため、管理者が1人で操作
      - ・保留分1件を除く支払い対象者のデータ2,766件を金

融機関に再度送信

- ・最初のデータと修正後のデータの両方に掛かる金額が金融機関から振り込まれ、2,766件が二重払い
- ・県からは再発防止を徹底するよう強く指導

10月2日

- ・誤って二重払いをしてしまった受給者に対して、受託業者から以下の内容について一斉にメールを送信
  - ①今回、人為的ミスにより二重払いをしてしまったことに対する謝罪
  - ②振込口座を確認いただきたいこと
  - ③二重払いによって過大に給付してしまった振込額については、後日返還のご案内をさせていただくこと
- ・受託業者から県に対し、再発防止策について報告
  - ①承認権限者を追加し、チェック体制を強化
- ・加えて、県から再発防止策として以下を指示
  - ①システムに携わるすべての職員に、今回の事案共有とシステム習熟のための研修を実施
  - ②エラーを防ぐためのシステム改修を今後検討すること

### 3 今後の対応

#### (1) 県の対応

県から受託業者に対して、県委託事業を適正に行うよう引き続き指導し、再発防止に努めていく。

#### (2) 受託業者の対応

受託業者が返還専用の口座を開設次第、振込手数料は受託業者が負担して、対象者から返還してもらうよう、対象者全員に対し案内する。

#### <参考>

#### 執行率（令和3年9月30日現在）

- ・予算額 5,625,000 千円
- ・執行額 675,750 千円（10,569件）
- ・処理率 12%